

北海道農業経済学会 会則

(名 称)

第1条 本会は北海道農業経済学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は農業経済に関する研究を行い、もって農業経済学と農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は事務所を北海道大学農学部農業経済学教室内におく。

(事 業)

第4条 本会はその目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 学術大会、研究会または講演会の開催
- (2) 機関誌、その他印刷物の刊行
- (3) 会員情報の管理
- (4) 北海道農業経済学会賞の授与
- (5) 内外研究機関との連絡及び協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は農業経済学の研究を志すものによって組織される。

2. 本会の会員は会費を納める。
3. 入会は会員の推薦により、役員会の確認を受けるものとする。ただし、会員の脱退は自由である。
4. 新入会員及び脱退者については会員に報告する。
5. 前4項の他、名誉会員を置くことができる。名誉会員は役員会で決定し、会費を免除する。

(役員および役員会)

第6条 本会に会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事2名の役員をおく。

2. 役員は会員の互選により総会においてきめる。
3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、役員会の推せんにより会長が補欠の役員を任命することができる。補欠の役員の任期は、前任者の残留期間とする。
4. 役員は役員会を構成する。役員会は会長がこれを召集する。

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、学会誌編集・学会賞選考等の任務を分掌する。会長に事故あるときは、これを代理する。
3. 幹事は会務を執行し、正副会長共に事故あるときは、これを代理する。

4. 監事は会務の執行および会計を監査する。

(総 会)

第8条 本会は毎年3月に通常総会を開き、重要な会務を議決する。

2. 本会は必要のあるときは臨時総会を開くことができる。

3. 総会は会長が召集し、その議決には出席会員の過半数の賛成を要する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 下記に掲げる事項は総会において審議する。

(1) 事業計画および事業報告

(2) 収支予算及び決算

(3) その他重要な事項

(経 費)

第10条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入を以ってこれにあてる。

2. 会費の額は総会の議決を経て決める。

(事務局)

第11条 本会に事務局を置くことができる。

2. 事務局員は役員会にはかつて、これを会長が任命又は委嘱する。

(年 度)

第12条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. ただし、会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会則変更)

第13条 本会の会則は総会の議決によって変更することができる。

(その他)

第14条 本会則に定めない事項については会長が別に、これを定めることができる。

附則 本会則は1970年3月20日より施行する。

附則 本会則は1989年3月8日より施行する。

附則 本会則は2001年3月16日より施行する。

附則 本会則は2015年3月8日より施行する。

附則 本会則は2019年3月10日より施行する。